

規則

告示

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則をここに公示する。

この規則は、昭和三十五年六月一から施行する。

- ◆規則 鳥取県行政組織規程の一部改正
- ◆告示 建設業者の変更登録
- 土地改良区役員の退任及び就任
- 建設業者の登録まつ消
- 馬の流行性脳炎及び豚コレラの予防注射並びに牛のピロプラズマ病検査
- 肥料の登録失効
- 医療機関の指定
- 収入証紙小売さばき人の指定取り消
- 豚コレラ予防注射の実施
- ◆公安規則 射撃場の指定に関する規則の一部改正
- ◆雑報 鳥取県市町村職員共済組合第三回組合会の招集

鳥取県公報

毎週火、金曜日発行（但し休日があるときは翌日）

布する。

昭和三十五年五月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第三十号

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規程（昭和二十八年四月鳥取県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第八十九条の四第二項を削り、同条第三項中「鳥取県北条用排水改良事業所 東伯郡北条町」を「鳥取県北条用排水改良事業所 倉吉市」に改め、同項を第二項とし、以下一項ずつ繰り上げる。

附則

鳥取県告示第二百五十六号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十三条第一項

井上	福寿	上福原
永見	正栄	兩三柳
国尾	春吉	西福原
竹本	美佐雄	上福原
宮崎	良孝	"
監事	大先安五郎	"
八尾	高三郎	"
皆生	"	"
昭和三十五年三月二十七日通常総代会において総選挙の結果当選し四月六日就任、任期四年。		

昭和三十五年四月二十五日通常総代会において総選挙の結果当選し同日就任、理事の任期は前任者の残任期間（昭和三十六年十一月十六日）監事の任期は二年。

の結果当選し四月六日就任、任期四年。

退任した役員の氏名及び住所

北条破丘土地改良区
退任した役員の氏名及び住所

理事頭本潔
生田貞寿
生田浩造
梅林壽次
日野郡日野町下黒坂

就任した役員の氏名及び住所

就任した役員の氏名及び住所

監事	田川 武利	東伯郡北条町大字江北
中村 喜一	磯江 義幸	大栄町大字東園
"	"	北条町大字北屋
就任した役員の氏名及び住所		
理事	原田千代吉	東伯郡北条町大字松神
監事	田川 武利	"
"	"	"
江 北 屋		

鳥取県告示第二百五十七号

井上 福寿
永見 正栄
国尾 春吉
竹本美佐雄
上福原 西福原 両三櫻

近畿日本銀行の取扱方と便所

八尾高三郎 // 皆生
就任した役員の氏名及び住所

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十項の規定により、土地改良区から次のように役員が退任及び就任した旨の届出があつた。

井上 福寿
永見 正栄
国尾 春吉
竹本美佐雄
西福原 三四郎
上福原

登録番号　鳥取県知事登録
（は）第五二一号　登録年月日　昭三、九、五
第二一八号　商号又は名称　（株）八興建設
”三四、六、二一　（有）中国土建工業

申請者氏名
主たる営業所所在地
鳥取市東品治町
(新) 小林 実
(旧) 田中 嘉男
(新) 岩崎 田光寿
(旧) 重寿

の規定による変更届の提出があつたので、同条第三項において準用する同法第八条第一項の規定により、次のように建設業者登録簿に昭和三十五年五月二十三日変更登録した。
昭

昭和三十五年五月三十一日

登録番号	肥料の名称	保証成分量(パーセント)	生産業者の住所、氏名
空素全量	りん酸全量	加里全量	
鳥取県第二六三号	丸協ビール麦尿素複合肥料	六・二 九・〇 一一・〇	東伯郡羽合町長瀬一、一五九 長瀬農業協同組合 組合長理事 清水 利二
八・四	長瀬水稻複合肥料	七・七 一〇・六	
二二七五号			

鳥取県告示第二百六十号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十四条の規定により、次の肥料の登録は失効した。

昭和三十五年五月三十一日

鳥取県知事 石破 二朗

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査及び注射の方法

流行性脳炎予防注射……流行性脳炎予防液皮下注射

豚コレラ予防注射……豚コレラ予防液皮下注射

ピロプラズマ病検査……血液検査

別表 一 馬の流行性脳炎予防注射

実施期日

実施区域

実施場所

実施期日

実施区域

実施場所

部

六月十日 日野郡江府町、深山口、池の内、武庫

深山口、池の内、武庫家畜検診所

六月二十三日 日野郡日野町板井原

板井原家畜検診所

二十四日 " " " 三栗

三栗

十三日 " " " 御机、美用、下蚊屋

御机、美用、下蚊屋

二十七日 " " " 小林

小林

十四日 " " " 高尾、日野町、板井原、根雨

高尾、板井原、根雨

二十八日 " " " 下蚊屋

下蚊屋

下蚊屋

十五日 " " " 吉原、江府町、西成、大河原

吉原、西成、大河原

二十九日 " " " 深山口

深山口

深山口

別表 二 ピロプラズマ病検査及びダニ駆除

実施期日

実施区域

実施場所

部

内金屋谷、岩立、大内

内金屋谷、岩立、大内

六月一日 倉吉市社

各豚舎巡回注射

各豚舎巡回注射

十六日 " " 宮市、江府町、杉谷、貝田

宮市、杉谷、貝田

十七日 " " 大平原、溝口町、上野、三部

大平原、上野、三部

江尾、佐川、柿原

江尾、佐川、柿原

二十日 " " 根雨、溝口町、宮原、溝口

根雨、宮原、溝口

別表 三 豚コレラ予防注射

実施期日

実施区域

実施場所

部

六月二十三日 江府町御机

御机

御机

二十五日 " " " 小林

小林

小林

二十六日 " " " 江府町御机

江府町御机

江府町御机

二十七日 " " " 下蚊屋

下蚊屋

下蚊屋

二十八日 " " " 深山口

深山口

深山口

二十九日 " " " 深山口

深山口

深山口

昭和35年5月31日 火曜日 鳥取県公報 第3127号 8

第二七七号 上井水稻複合肥料

八・四 七・七 一〇・六 倉吉市字福庭四五六

上井農業協同組合 組合長理事 徳丸 治夫

第二八〇号 浅津水稻複合一号

八・四 七・七 一〇・六 東伯郡羽合町字下浅津一九三

浅津農業協同組合 組合長理事 本多不二雄

第二八二号 舍人水稻複合肥料

八・四 七・七 一〇・六 東伯郡東郷町字方地一、〇五一

舍人農業協同組合 組合長理事 秋久 清二

第二八三号 東郷水稻複合肥料

八・四 七・七 一〇・六 東伯郡東郷町字国信一三五の四

東郷農業協同組合 組合長理事 山崎武三郎

第二八四号 花見水稻複合肥料

八・四 七・七 一〇・六 東伯郡東郷町字井戸畑一三

花見農業協同組合 組合長理事 磯江 義博

第二八五号 上北条水稻複合肥料

八・四 七・七 一〇・六 倉吉市字井戸畑一三

上北条農業協同組合 組合長理事 長久 翁

第二八六号 泊水稻複合肥料

八・四 七・七 一〇・六 東伯郡泊村字園五九一の一

泊村農業協同組合 組合長理事 山崎武三郎

鳥取県告示第二百六十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定による医療機関を次のように指定した。

9 昭和35年5月31日 火曜日 鳥取県公報 第3127号

鳥取県告示第二百六十二号

鳥取県収入証紙規則（昭和二十八年六月鳥取県規則第三十八号）第五条第二項により指定した小売さばき人について、次のとおり指定を取り消した。

昭和三十五年五月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日 名称 所在地 診療科名 開設者名
昭和三十五年五月十六日 桶口 医院 鳥取市大桶五〇七の一 内科、小児科、放射線科 桶口 実

鳥取県告示第二百六十二号

鳥取県収入証紙規則（昭和二十八年六月鳥取県規則第三十八号）第五条第二項により指定した小売さばき人について、次のとおり指定を取り消した。

昭和三十五年五月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日 名称 所在地 診療科名 開設者名
昭和三十五年五月十六日 桶口 医院 鳥取市大桶五〇七の一 内科、小児科、放射線科 桶口 実

鳥取県告示第二百六十六号

次のように豚コレラ予防注射を実施するから家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定により、豚の所有者に対し注射をうけることを命ずる。

昭和三十五年五月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 豚コレラ予防のため

二 實施の区域 別表のとおり

及び場所

番号 氏名 小売さばき場所 取消年月日
一〇二 大正農業協同組合 鳥取市古海八百二十番地 大正農業協同組合 昭和三十五年五月二十三日
組合長 佐々木秀雄

三 實施の対象となる家畜の種類及び範囲

豚。ただし、生後四十日及び分べん前後一月以内のも

公安委員会規則

のを除く。
四 実施の期日 別表のとおり
五 注射の方法 豚コ レラ予防注射……豚コ レラ予防液皮下注射

昭和三十五年五月三十一日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

鳥取県公安委員会規則第五号

実施期日 実施区域 実施場所 各豚舎巡回注射

六月六日	氣高郡氣高町浜村	
七月	"	逢坂
八日	"	鹿野町勝谷
九日	"	氣高町宝木
十日	"	酒津
十三日	"	鹿野町鹿野
十七日	"	青谷町青谷
十八日	"	
二十日	"	氣高町瑞穂

射撃場の指定に関する規則（昭和三十一年六月鳥取県
公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。
第一条中「銃砲刀剣類等所持取締令（昭和二十五年政
令第三百三十四号）第六条の三」を「銃砲刀剣類等所持
取締法（昭和三十三年法律第六号）第十条第二項第三
号」に改める。

00577

11 昭和35年5月31日 火曜日 鳥取県公報 第3127号

鳥取県市町村職員共済組合第三回組合会を次のとおり
招集する。

昭和三十五年五月三十一日

鳥取県市町村職員共済組合理事長 石河大直

一日 時 六月十四日午前十時三十分

二場 所 東伯郡三朝町 溪泉閣

三 附議事項

- 1 昭和三十四年度決算の認定について
- 2 貯金規程の一部改正について

00576

昭和35年5月31日 火曜日 鳥取県公報 第3127号 10

雑報